



松川事件 と私

元毎日新聞記者
倉嶋康

検事が隠していた重要証拠 死刑被告ら20人は全員無罪

「諏訪メモ」が 暗黒裁判を覆した

松川事件・松川裁判・諏訪メモとは

1949年(昭和24年)8月17日、国鉄東北本線の福島県松川町で旅客列車が脱線転覆、3人が死亡した事件。

現場にはレールや継ぎ目板、これをはずしたバールやスパナが放置され、警察は犯人として国鉄(JR)、北芝(東芝)両組合員の20人を逮捕、起訴。

一審(福島地裁)は死刑5人を含み全員有罪、二審(仙台高裁)は17人有罪(死刑4人)、3人無罪とした。このころ、1955年(昭和30年)毎日新聞社に入社したばかりの倉嶋康記者が福島支局に転勤、2年後に重大な話を聞き込んだ。

それは死刑の佐藤一被告が、国鉄、北芝双方が列車転覆の共同謀議をしたと検事が論告した日の同じ時刻に、

まったく別の離れた場所にいたとのアリバイを立証するノートが存在するという無実の決定的証拠だった。

佐藤不在では共同謀議は成立しない。共同謀議がなかったとすると全被告はシロとなり、警察・検察が築き上げた松川事件は砂上の楼閣の如く、根底から崩れ去る。

正義感に駆り立てられた倉嶋記者は果敢な取材活動を開始、遂にノート「諏訪メモ」を検察側が隠し持っていることを突き止めた。

スクープ報道は司法界を揺るがし、国会でも取り上げられ、最高裁は裁判を仙台高裁に差し戻し、事実審理をやり直した結果、全被告が無罪。検察側再上告の結果も最高裁が棄却して、1963年(昭和38年)9月12日全員の無罪が確定した。

(上)法廷の被告席で、右から斎藤、武田、岡田



時代の先端を切ってバイクで取材

